

国家戦略会議の開催について

〔平成 23 年 10 月 21 日〕
閣 議 決 定

1. 税財政の骨格や経済運営の基本方針等の国家の内外にわたる重要な政策を統括する司令塔並びに政策推進の原動力として、総理のリーダーシップの下、産官学の英知を結集し、重要基本方針の取りまとめ等を行うとともに、国の未来への新たな展望を提示するため、新時代の中長期的な国家ビジョンの構想を行う国家戦略会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

副議長 内閣官房長官、国家戦略担当大臣兼内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

構成員 総務大臣、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣並びに内閣総理大臣が指名する者、関係機関の長及び有識者
3. 会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、議長が指名する。
4. 会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
5. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。